

サステナブルファイナンス推進の取組み（概要）

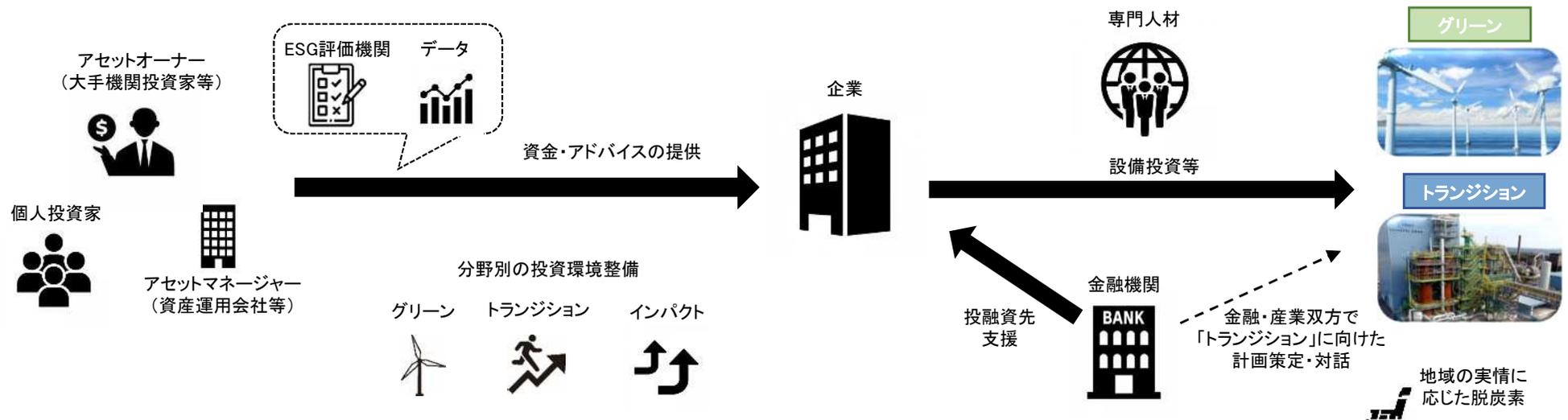
- 経済・社会の成長・持続可能性を高める金融（サステナブルファイナンス）の機能発揮を図るため、金融庁では、「サステナブルファイナンス有識者会議」を開催し、以下を含む幅広い論点につき議論を行うなど、様々な取組みを進めている。

市場制度の整備

- ・ 金融審議会で、本邦におけるサステナビリティ開示基準の適用時期、保証の在り方等を議論
- ・ 温室効果ガス排出量などの企業のサステナビリティ情報について、本邦でのデータ基盤の整備を議論
- ・ ESG評価機関・データ提供機関による「行動規範」（22年12月策定）への賛同状況を取りまとめ（24年6月末時点）、これを踏まえた対応状況を確認し、更なる対応を検討

幅広いステークホルダーへの浸透

- ・ 「サステナビリティ投資商品の充実にに向けたダイアログ」を開催し、対話から得られた示唆を公表（24年7月）、投資の基本的な意義やフラグシップ的な投資機会のあり方等について今後議論
- ・ サステナブルファイナンスの実務推進に必要なスキル等をまとめた「スキルマップ」も活用し、業界団体や大学等と幅広く人材育成等につき議論



分野別の投資環境整備

- ・ グリーンボンド等に関する国際的な進展状況を注視し、関係省庁と連携し、本邦の枠組みを議論
- ・ 政府全体でGX推進戦略等が策定される中で、関係省庁と連携し、指針整備等を通じ、トランジション・ファイナンスを推進。国際的にも、「アジアGXコンソーシアム」等を通じ発信
- ・ インパクト投資の「基本的指針」を策定（24年3月）し、データ整備、企業戦略、地域の支援策等につき官民協働の「インパクトコンソーシアム」で議論

脱炭素に係る取組み

- ・ 金融機関の気候変動対応等への基本的考え方（「ガイダンス」）を策定（22年7月）。この発展も視野に、移行戦略の枠組みについて更に検討
- ・ 地域金融機関や事業者団体等とも連携し各地域の実情に応じた支援の充実や発信等
- ・ カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等について、「検討会」で実務的・専門的観点から議論

(参考) サステナブルファイナンスの取組みの全体像

		これまでに見られた進捗	今後検討・実施することとされている対応等
市場制度の整備	企業開示	24年3月、サステナビリティ開示基準の草案を提示(SSBJ) 同月、サステナビリティ情報の開示と保証に関するWGを設置(金融庁)	公開草案への意見を踏まえた検討 サステナビリティ開示の実施時期、保証の在り方等の議論
	データ基盤	温室効果ガス排出量データの把握・開示の拡充(投資家・企業等) 国際的データプラットフォームによる試行的なデータ提供(NZDPU)	官民関係者によるデータ整備のあり方等に係る議論等
	評価機関	評価機関24社、データ提供機関16社が行動規範に賛同 (24年6月末時点)	各社の対応状況等の確認、更なる具体策の検討
関係者への浸透	投資機会充実	サステナビリティ投資商品のあり方につき「ダイアログ」で議論(金融庁)	投資の基本的な意義やフラグシップ的な投資機会のあり方等に係る議論
	人材育成・充実	22年12月、サステナビリティ人材に係る「スキルマップ」を公表(金融庁)、 講義・研修等の拡充(大学・業界団体等)	幅広い層への浸透策や多様な人材層との議論等
分野別の投資環境整備	グリーン	国際原則との整合に向けたグリーンボンドガイドライン等の見直し (環境省)	更なる市場発展に向けた投資環境整備の議論等
	トランジション	23年7月「GX推進戦略」、同年12月「分野別投資戦略」の公表等 (経済産業省等)	GX推進機構も通じた官民連携の促進等
	インパクト	24年3月、インパクト投資の「基本的指針」策定(金融庁) 24年5月、官民連携の「コンソーシアム」を正式に立上げ・議論(同上)	インパクト指標・データ整備、インパクト評価・企業戦略、 地域を含む官民協働等に係る議論
	ソーシャル	21年10月「ソーシャルボンドガイドライン」、22年7月「指標例」を公表 (金融庁等)	民間当事者での発行の実務拡充等
脱炭素に係る取組み	金融機関のリスク管理	22年7月、金融機関の気候変動対応に係る「ガイダンス」を策定(金融庁)	移行戦略の枠組みについて更に検討等
	企業対話	移行計画の策定、企業・当局との対話の実施(金融機関等)	金融機関による顧客支援等に向けた更なる検討等
	国際展開	23年6月に発足した「GFANZ日本支部」等も通じた本邦からの発信 (大手金融機関等)	主導的な国際発信等
	アジア展開	AZEC首脳会合での共同声明(23年12月)、アジアGXコンソーシアム会合 の開催(24年3月)(経産省、金融庁等)	トランジション・ファイナンスの国際的推進に向けた更なる議論
	地域GX	地域企業への支援策の浸透など(地域金融機関等)	各地域の実情に応じた支援の充実・発信等
	CC市場	23年10月、取引所での市場取引の開始(東京証券取引所) GX推進戦略やGXリーグにおける議論の進展(経済産業省等)	左記や国際的な関心の高まりも踏まえた実践的な検討・議論等

ESG評価・データ提供機関に係る行動規範

- 金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る専門分科会」において、企業のESGの取組みを評価する「**ESG評価機関等**」について評価の透明性・公平性を確保するための「**行動規範**」の案を取りまとめ。併せて、評価を利用する機関投資家や、評価を受ける企業への提言と併せて、**報告書として公表**。(2022年7月)
- 「**行動規範**」について、7月～9月に実施した**パブリックコメントを踏まえ最終化**(2022年12月)。

(※)最終化に向けて、**わが国でサービス提供を行う日系・外資系の評価機関に対して、自主的な賛同を呼び掛けていく**(法令に基づくものではなく、行動規範の各項目について、遵守する場合にはその旨、遵守しない場合はその理由を明らかにするいわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式により賛同を求めていく)。2024年6月末時点で、評価領域では24機関、データ領域では16機関が賛同。

ESG評価機関への期待 (行動規範としてとりまとめ)

● 透明性の確保

自社のESG評価について、目的・考え方・基本的方法論等を公表すること

● 人材の育成

専門人材等を確保し、また、自社で専門的能力の育成等を図ること

● 利益相反の回避

業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又は リスクを適切に管理・低減すること

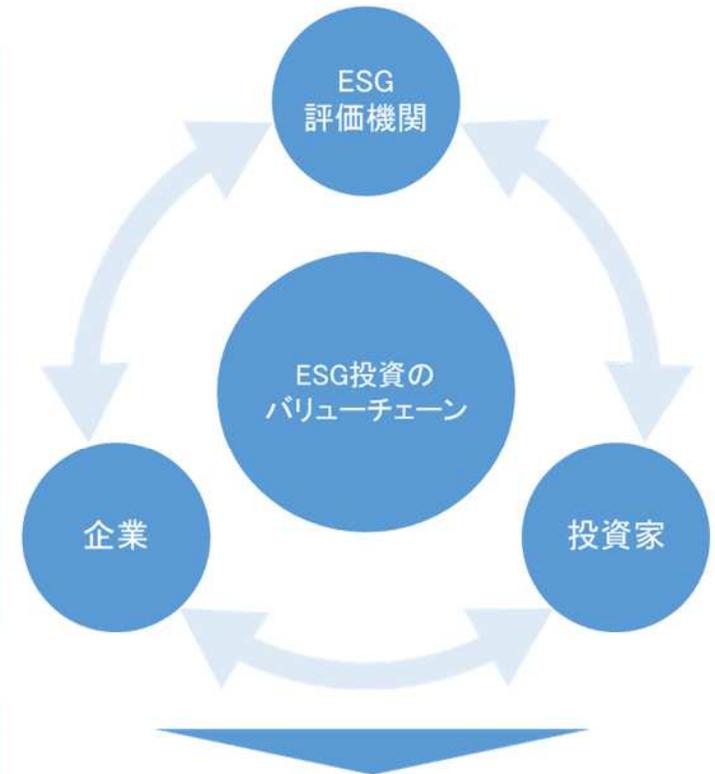
● 企業とのコミュニケーション

評価を行う企業との窓口を明確化し、評価の根拠となるデータは確認・訂正を可能とし、こうした手順を予め公表すること

機関投資家・企業への期待

● 自らの投資でESG評価をどう活用しているか、明らかにすること(投資家)

● サステナビリティに関する企業情報をわかり易く開示し、評価機関との窓口を明確化すること(企業)



市場全体として相互の働きかけを通じ
評価等の質の改善

行動規範に賛同したESG評価機関等

- 金融庁が2022年12月に策定した「ESG評価・データ提供機関に対する行動規範」について、ESG評価機関については本年6月末時点で計24機関、ESGデータ提供機関については同時点で計16機関が、それぞれ賛同。

No	評価機関等名 (アルファベット順)	受入れ表明した領域 (評価)	受入れ表明した領域 (データ)
1	アスエネ株式会社 Asuene Inc.	○	○
2	Bloomberg LP Bloomberg LP	○	○
3	CDP Worldwide CDP Worldwide	○	○
4	Clarity AI Clarity AI	○	○
5	DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社 DNV Business Assurance Japan K.K.	○	
6	イーエスジーブック ジーエムビーエイチ ESG Book GmbH	○	○
7	ファクトセット・リサーチ・システムズ株式会社 FactSet Research Systems Inc.	○	○
8	FTSE Russell FTSE Russell	○	○
9	株式会社Gaia Vision Gaia Vision Inc.	○	○
10	Intercontinental Exchange, Inc. Intercontinental Exchange, Inc.	○	○
11	Institutional Shareholder Services (ISS) Institutional Shareholder Services (ISS)	○	○
12	株式会社 日本格付研究所 Japan Credit Rating Agency, Ltd.	○	
13	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 Mizuho-DL Financial Technology Co., Ltd.	○	
14	ムーディーズ・ジャパン株式会社 Moody's Japan K.K.	○	
15	MSCI ESG Research LLC MSCI ESG Research LLC	○	○
16	株式会社格付投資情報センター Rating and Investment Information, Inc. (R&I)	○	
17	リフィニティブ Refinitiv	○	○
18	RepRisk RepRisk		○
19	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社 S&P Global Ratings Japan Inc.	○	
20	S&P Global Sustainable1 S&P Global Sustainable1	○	
21	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社 SOCOTEC Certification Japan	○	
22	SOMPOリスクマネジメント株式会社 Sompo Risk Management Inc.	○	○
23	サステナブル・フィッチ Sustainable Fitch	○	
24	サステナブル・ラボ株式会社 Sustainable Lab Inc.	○	○
25	サスティナリティクス・ジャパン株式会社 Sustainalytics Japan Inc.	○	
26	一般社団法人サステナブルファイナンスプラットフォーム運営協会 The Association for Promotion of Sustainable Finance Platform		○

カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会

□ 背景・趣旨

- ・ カーボン・クレジットについては、2015年パリ協定の採択以後取引の拡大がみられ、金融機関等においても、金融機関間の取引ネットワークの構築、顧客向けの仲介等の広がりが見られるところである。海外金融当局や投資家においても、民間主導のボランタリークレジットが2030年には世界全体で500億ドルに達するとの予測もある中で、取引の透明性・健全性の観点を含む関心が高まっている。
- ・ 証券監督者国際機構（IOSCO）は、昨年12月に報告書案「Voluntary Carbon Markets Consultation Report」を公表し、特にボランタリークレジットに係る取引の透明性・健全性の観点から、取引慣行が確立しておらず、取引インフラが併存し、又は新たな技術が適切に利用されないこと等により、市場が分断され、又は同一のクレジットが二重計上される等のリスクを指摘している。
- ・ また、市場慣行についても、取引、仲介、助言等のサービスを同一主体が提供した場合の利益相反等の潜在的に考え得る課題等を指摘し、上記の取引インフラ・慣行等に係る課題と併せて、取引の透明性・健全性を高め、投資家保護を促進する観点から金融当局の対応検討を提案している。
- ・ 本邦においても、ボランタリークレジット等の取引種別が増加する中で、取引プラットフォーム等の取引インフラや取引の態様に広がりが見られつつあるところであり、昨年10月には、東京証券取引所におけるカーボン・クレジット取引も開始された。こうした動きを踏まえつつ、カーボン・クレジット取引の透明性・健全性を高め、投資家保護を促進する観点から、カーボン・クレジットに係る取引インフラと市場慣行のあり方について実務的・専門的観点から検討し、初期的論点を議論していくことが重要と考えられる。
- ・ こうした観点から、金融庁において「**カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会**」を開始する。

□ 議題

- ① 国内外におけるカーボン・クレジット取引の実際・あり方
- ② 特に、ブロックチェーン・トークン化等のテックの適切な活用の実実際・あり方
- ③ カーボン・クレジットの登録簿・取引所等の取引インフラの実際・あり方
- ④ 対顧客・対投資家の取引、仲介、助言等の取引慣行の実際・あり方

※ 排出量取引制度に係る法的論点等は、経済産業省・環境省共催の「GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会」で議論するものであり、本検討会では議題とはしない。

アジアGXコンソーシアム

- トランジション・ファイナンスの重要性は、G7広島サミット等で強調されているが、現状では具体的な案件組成が乏しく、どのように案件組成を進めるべきかに関する共通理解は必ずしも形成されていない。そこで、民間金融機関・公的機関の参加を得る形で、アジアにおける事例ベースで、トランジション・ファイナンス案件組成のための有効な手法について議論する枠組みとして、「アジアGXコンソーシアム」を24年3月13日にキックオフ。

- コンソーシアムの議論への参加先：
アジアで活動する金融機関（MUFG・SMFG・MHFG・JBIC・DBJ・JICA）・ADB・ASEAN金融当局(※)・GFANZ
(※) ACMF（ASEAN Capital Market Forum）、WCCMD（Working Committee on Capital Market Development）による協働参加。

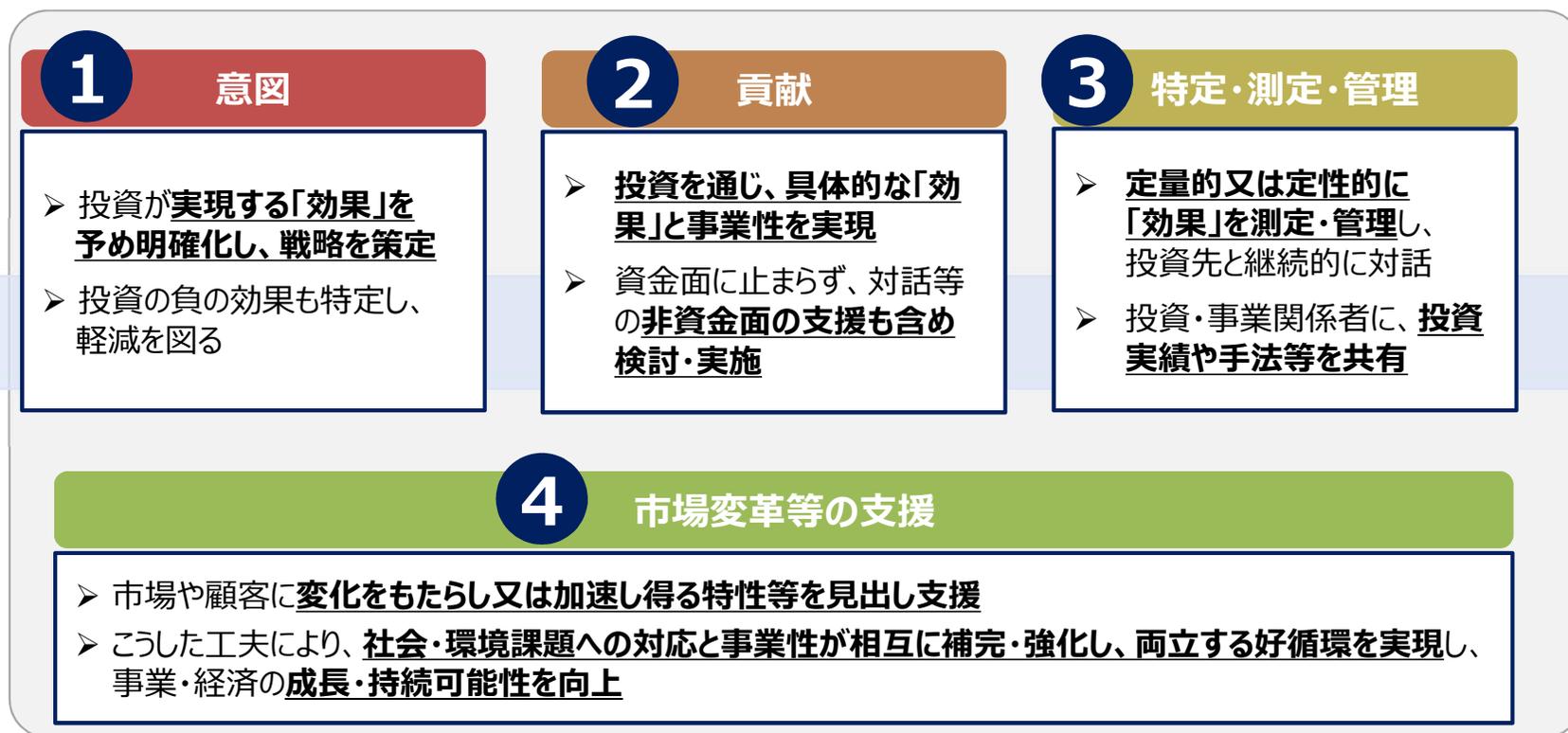
- 活動内容：
 - ① アジアにおけるトランジション・ファイナンスのモデル事例を収集・議論し、
 - ② トランジション・ファイナンスの案件組成を推進する上で有効な手法として、例えば、投資家と事業者とのコミュニケーション（データや情報開示を含む）のあり方、移行計画等のコミットメントの信頼性を高めるための枠組み、カーボン・クレジットによるインセンティブ付け、そして、これら案件組成を支援するためのブレンデッド・ファイナンスのあり方を議論。
 - ③ 上記の有効な手法の議論等を踏まえて、コンソーシアムにおけるハイレベルのコンセンサスを、グローバルな投資家・金融機関に向けて発信。

インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針の概要

- 23年6月末、**インパクト投資の実現に期待される基本的要素を示した「基本的指針（案）」**を作成。同年10月まで実施された市中協議等を通じて寄せられた国内外の幅広い関係者からの意見を踏まえ、24年3月末に策定。
- インパクト投資の具体的な内容については、**国際的にも民間団体等による様々な文書が存在し、現在も議論の途上**である。本指針では、こうした点や**成長期であるインパクト投資の市場特性を踏まえて、多様な創意工夫を促すよう、インパクト投資に期待される原則的・一般的な要素を取りまとめている**。



投資家・
金融機関



上場企業
スタートアップ等

インパクト



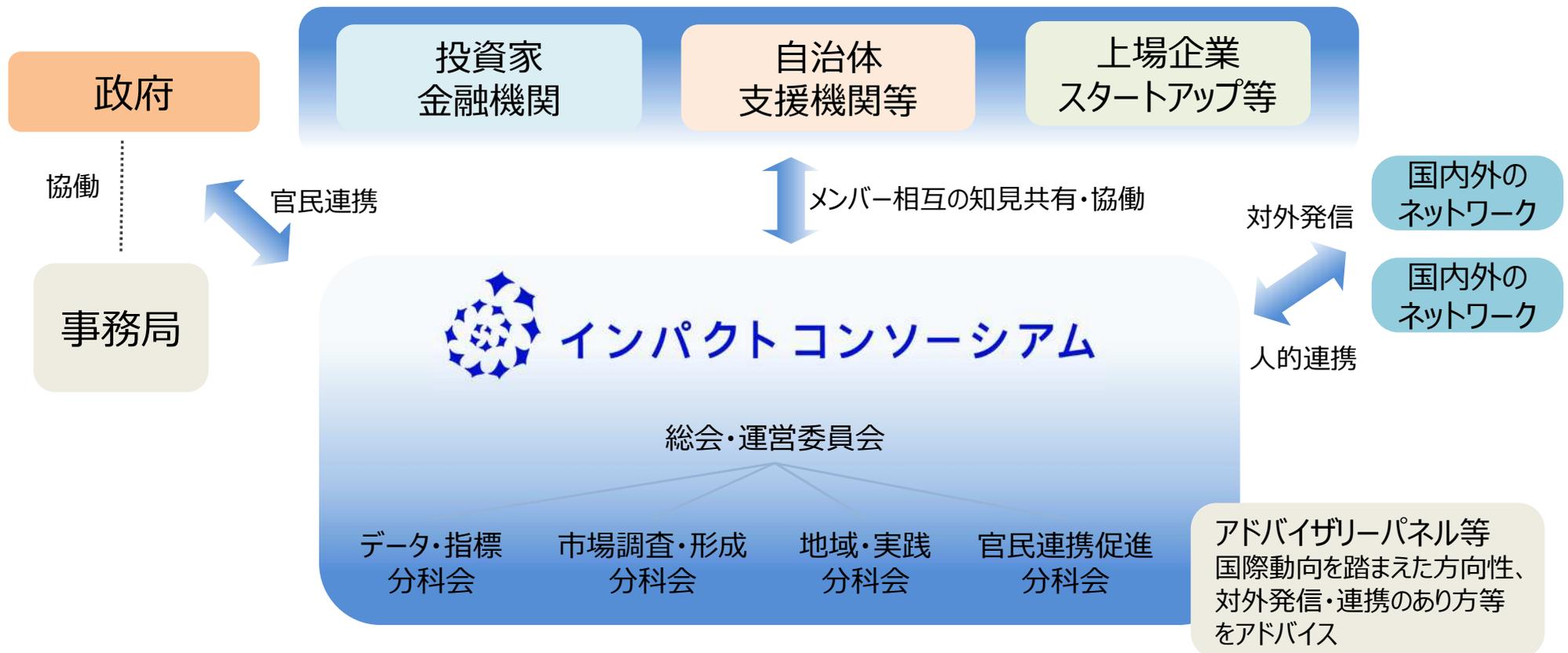
好循環

成長・持続可能性



インパクトコンソーシアム

- インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していくため、投資家・金融機関、企業、NPO、自治体等の幅広い関係者が協働・対話を図る場として、23年11月、官民連携の「インパクトコンソーシアム」を設置（24年6月末で計352法人等が参画）。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、参加者の自主的な課題設定・議論を旨とし、投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む対外メッセージの発信等を検討していく。



移行計画に係る国際的な議論

- G20サステナブルファイナンスワーキンググループをはじめ、金融当局が参加する国際会議等で、移行計画が議題に挙がっている。

G20

- ✓ サステナブルファイナンスワーキンググループの優先課題の一つに、**信頼性があり、強固で公正なトランジション・プランの推進**を掲げている。

FSB

- ✓ 『2024年作業計画』において、金融機関及び非金融機関の**トランジション・プラン及びプランニングの、金融安定への関連性を分析**することとしている。

BCBS

- ✓ **FSBとNGFSといった国際的なフォーラムでの作業を参考にしつつ、銀行のトランジション・プランニングに関する補完的な作業を行う可能性について議論**している。

IOSCO

- ✓ 『2023年～2024年の活動計画』において、**市場における規律を促進し、グリーンウォッシュを防止する観点から、トランジション・プランに係る証券・市場当局の役割等**を検討することとしている。

IAIS

- ✓ 気候関連リスクを踏まえた保険セクターのガバナンス等に係るガイダンスの市中協議の中で、**IAISが将来の市中協議にトランジション・プランニングに関する考慮事項を含めるべきかを問いかけ**。

NGFS

- ✓ 『2022年4月～2024年4月までの監督ワークストリームのマニフェスト』において、**トランジション・プランの監督の必要性や可能性を分析**することとしている。また、必要なデータ等に係る実務面の課題にも着目。
- ✓ 加えて、2024年4月には、『移行計画の調整：新興市場・発展途上経済における考慮事項』、『移行計画の関連性：金融機関と非金融機関』及び『移行計画の信頼性：マイクロプルーデンスの視点』の3つの報告書と、これらの作業の概要や横断的な勧告をまとめたカバー・ノートを発表。